

愛知県建設局、都市・交通局及び建築局発注工事等において 総合評価落札方式を採用する理由

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年 3 月 31 日法律第 18 号、最終改正 令和元年 6 月 14 日法律第 35 号）第 3 条第 2 項に述べられているように、公共工事の品質は工事等（工事及び調査等をいう。）の受注者の技術的能力に負うところが大きいため、公共工事の一般競争入札においては、「地方自治法施行令」（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）（以下、「施行令」という。）第 167 条の 10 の 2 第 3 項に定める総合評価落札方式を適用することを原則とし、公共工事に関する調査等の指名競争入札の一部においては、施行令第 167 条の 12 第 4 項に定める総合評価落札方式を適用することとする。